

KCAA グループ 総則

KCAA 福 岡

KCAA 南九州

KCAA 山 口

令和6年11月1日 改訂版

KCAAグループ 総則

第 1 章 基 本

第 1 条 目 的

(株)九州中央オートオークションは、オークションを開催する事によって、売手、買手の中古車取引の仲介を行い、もって中古車の流通を促進し、業界の発展の一助となる事を目的とします。

第 2 条 名 称

(株)九州中央オートオークション（以下KCAA）とします。

第 3 条 オークションの方法

KCAAにおける出品、成約等の全ての取引は、POS（ポス）&コンピューターシステムによって処理されるものとし、参加者全員はこのシステムによる全ての結果を遵守しなければなりません。

第 4 条 落札価格

落札価格はセリ最終価格とします。但し、セリ最終価格が出品店の希望する最低希望価格に達しない場合は、落札を認めない場合があります。

第 2 章 会員登録

第 5 条 参加資格

下記の要項を満たす者で、KCAAと登録を締結した者とします。

1. 中古自動車取扱古物許可証を所持する中古業者である事。
2. 常設の営業所を有し、現に営業活動を行っている事。
3. 原則として、連帯保証人を必要とする。
4. KCAAのメンバーズカード所有者である事。
5. 代理人の参加は認めない。但し、事務局が認めた場合はこの限りではない。
6. 登録料（¥30,000）及び保証金を当オークション事務局に預託する事。
7. 当オークション事務局が要請する必要書類及び写真2枚を提出する事。
8. 暴力団、総会屋、その他それらに関係する企業・団体等に密接な関係が無く、KCAAが反社会的勢力とみなす団体等に属していない事。
9. 適格請求書発行事業者である事
10. 本規則・規定及び法令を遵守する事。

第 6 条 情報の取扱い

1. お預かりした個人情報等については業務遂行の為にのみ利用し、KCAA グループプライバシーポリシーの下、管理・利用及び業務提携先へ提供致します。

第 7 条 登録保証金

1. KCAAと登録契約を締結した者は、KCAAに対して登録保証金を預託しなければなりません。
2. 登録保証金は、会員がKCAAに対して負担する、一切の債務を担保するものとします。
登録保証金の金額が、債務の支払い等によって不足するに至った時は、KCAAの指定した期日迄に、当該不足額を補填しなければなりません。登録保証金は、脱会時に登録証（契約書・会員登録証・磁気カード）の返還を引換に会員に返還致します。要返却書類の未返却ペナルティー3万円（1

点につき1万円)(但し、登録保証金に利息は付かない)

第8条 登録証

KCAAは登録契約を締結した会員に対して登録証及びポストカードを交付致します。
会員はKCAAに参加する場合は、登録証及びポストカードを携行しなければなりません。

第9条 ポスカード登録証の紛失

ポストカード又は会員証の再発行手数料は、一点につき5,000円を請求いたします。又、ポストカード及び会員証を紛失した会員は、これによって生じる一切の責任を負担しなければなりません。

第10条 退会

1. 会員が任意に会員登録を解除し退会する場合はKCAAグループに対する債務及び義務をすべて精算・履行し退会手続きを行わなければならない。
2. 登録保証金の返還には(契約書・会員登録証・磁気カード)を返却しなければならない。未返却ペナルティーは 各1点につき1万円とする。

第3章 会員の権利義務

第11条 会員の権利

会員は、オークションに対し、車両を出品し又、落札する事が出来ます。

第12条 会員の権利の制限

会員が、以下の各項のいずれかに該当する場合、KCAAは会員に対し通知催告なしに取引の制限を行うことが出来ます。

1. KCAAに対し、債務の遅延がある場合。
2. 代表者が長期不在の場合。又は、登録された住所、電話番号等での連絡がとれない場合。
3. 当社業務提携先及び他オークション会場より、債務不履行や規約違反などの情報があつた場合。
4. 会員が刑事事件に関与もしくは報道機関による情報をKCAAが確認した場合
5. 本規約に違反または当社裁定に従わなかった場合。

第13条 禁止行為

オークション参加者全員はオークションにおいて、以下に定める行為をしてはなりません。

1. 競売車両(流札車両)をオークションによらず、売手、買手双方の談合によって取引する事。
2. 調整室、後商談室、事務局等に許可無く立ち入る事。
3. 悪質なクレーム、事務局の裁定に従わない事。
4. 放吟、暴言、暴行等秩序を乱す行為、及び品位を損なう行為。
5. 会員以外の者を伴っての入場。

第14条 罰則

KCAAは、参加会員が第12条、第13条に該当した時は、当該会員に対して下記の罰則を附する事が出来ます。

1. 退場
2. 売買契約の解除
3. 入場停止
4. 除名(登録契約の解除)

* 除名の場合当社は、除名された会員に対して保証金を返還しない。

第 15 条 会員資格の喪失

会員が下記に該当した場合には、会員資格を喪失します。

1. 破産・個人再生・民事再生・会社更生等に類する手続きの開始申し立てがなされたとき。
2. 会員が手形、小切手を不渡りした時。
3. 会員がK C A Aに対して有する債権について、他より仮差押処分された時。
4. 適格請求書発行事業者でなくなった場合

第 16 条 登録契約の解除

会員が下記に該当した場合には通知催告を要せず登録契約を解除する事が出来ます。

1. 本契約の各条項に違反した時。
2. 原則として車両の搬出は代金決済後とし、事務局が認めた場合につき搬出を認める場合があるが、これに違反した時。
3. 落札店の車両代金支払いの怠り、又は支払いの遅延をした時。
4. そのほか、K C A Aの会員としてふさわしくない行為のあった時。

第 17 条 登録保証金の没収

前条の場合、K C A Aは違約金として登録保証金を没収致します。

第 4 章 手 数 料

第 18 条 手 数 料

会員は別に定める手数料をK C A Aに支払わなければなりません。又、手数料の種類、及びその内容は次の通りと致します。

1. 出品手数料
出品店は出品車両の数量に応じて出品手数料をK C A Aに支払わなければなりません。
※出品料はK C A Aが査定を終了した時点で発生します。よって、いかなる事情が発生し、セリ上場前に搬出しても出品店は出品料を支払わなければなりません。
2. 成約手数料
出品店は、出品車両が成約した場合には、成約車両毎に成約手数料をK C A Aに支払わなければなりません。
3. 落札手数料
落札店が出品車両を落札成約した時は、落札手数料をK C A Aに支払わなければなりません。

第 5 章 出 品

第 19 条 出 品

会員は、次条以下に定めるところに従いK C A Aに車両を出品する事が出来ます。但し、K C A Aはオークションの運営を円滑に行う為に、必要であるならば出品車両の制限をする事が出来ます。

第 20 条 出品店の誠実義務

車両を出品するに際してはエンドユーザーの立場にたつて車両の点検整備を綿密に行い、その仕様、品質の程度等を誠実に申告しなければなりません。

第 21 条 出品申込み

出品の申込みは、所定の申込用紙に必要事項を記載して下さい。

※再出品の受付、及び搬出車両の連絡は開催日より翌日17：00迄と致します。又、連絡なき場合は自動的に再出品となり、コーナー、スタート金額の変更、搬出等についてK C A Aは一切致しません。

第 22 条 申込み制限

出品の申込みは、オークション開催日の前日迄に行わなければなりません。但し、K C A A が許可した場合には、オークション当日に出品する事が出来ます。

第 6 章 落 札

第 23 条 売買契約の成立

出品車両が落札された時、出品店と K C A A 及び K C A A と落札店との間にそれぞれ落札車両につき、落札金額で売買契約が成立したものとみなします。但し、K C A A は落札店に対し落札車両の担保責任や移転登録書類の遅延に基づく責任及び刑罰による責任、及び売買契約に伴う売主としての責任等は一切負担致しません。又、落札店より K C A A へ入金がある迄、もしくは入金がない場合は、その車両の所有権は K C A A に有るものと致します。

第 24 条 商談

1. 流札車の購入を希望する場合は、所定の手続きにより商談を申し込むことができます。
2. 商談申し込み店が提示した金額を、出品店が了承した段階で成約にいたるものとします。
3. 成約・落札後の一方的都合によるキャンセル申請はオークション当日せり終了時までにかぎりません。ペナルティーはポスミスキャンセルペナルティーと同額とします。この場合、出品料・成約料・落札料・商談手数料は別途請求いたします。

第 25 条 即決商談・ワンプライス

1. K C A A グループ提携会社掲載の即決商談・ワンプライス車両については、各運営会社を通して申し込む事ができる。
2. 当該車両の流札時オークションでの成約とし、成約処理日よりネット落札同様の規定を運用する。
3. 成約・落札後の一方的都合によるキャンセル申請は当該車両を事務局が成約処理をした日より翌日の正午までにかぎりません。ペナルティーはポスミスキャンセルペナルティーと同額とします。又、出品料・成約料・落札料は別途請求いたします。

第 26 条 ポスミスキャンセル

買い間違い等の場合、ポスミスキャンセルペナルティーを支払うことにより、キャンセルできます。但し、AA 当日全車両のセリ終了後 1 時間以内とし、出品料・成約料・落札料は別途請求いたします。又、出品店はキャンセル申請を受理して頂きます。

第 27 条 落札店の車両代金の支払い

1. 落札店は、K C A A に対し落札車両の代金、手数料、自動車税相当額をオークション開催日の当日から 7 日以内に送金して支払わなければなりません。
2. 落札店が前項の金額を支払った時点で、落札車両の所有権を取得するものとします。
3. 支払いは原則として振込決済とし、小切手又は手形は認めないものとします。

第 28 条 車両の引渡し及び搬出

1. 車両の引渡し及び搬出は、所定の出庫票（搬出券）を提出した上で出来る事とします。原則として車両の搬出は、代金決済後とします。事務局が認めた会員につき搬出を認めるものとします。又、搬出の際 K C A A の裁定により、免許証及び名刺の提示をして頂く事があります。
※ K C A A より搬出後の事故、損傷、盗難等に関しては、K C A A は一切の責任を負うことが出来ませんので、搬出の際は出品票と現車との相違を確認して下さい。
2. 搬出期限は、オークション開催日の 3 日後の（福岡会場及び山口会場 20:00・南九州会場 19:00）までとします。

搬出期限後の車両不具合及び、損傷・部品盗難等K C A A事務局は一切責任を負いません。

落札車両、又は、持ち帰り依頼済み流札車両の搬出遅延はペナルティーとして搬出期限後1日当たり5,000円を請求いたします。又、落札車両及び流札車両等の長期放置車両には放置者の実費を持って下記の処分を科します。

- (1) スクラップ処分
- (2) 強制陸送
- (3) 前回通り強制出品

3. 車両搬入・搬出等において、ナンバー無し車両でK C A A敷地外道路を通行、横断する際は、必ず臨時運行許可ナンバーを取り付けなければなりません。尚、これによる事故、損害等はK C A Aでは一切責任を負いません。

第 29 条 車両の移転登録

1. 出品店は、落札車両について移転登録に必要な書類をすみやかにK C A Aに交付しなければなりません。
2. K C A Aは前記登録書類を、車両代金を受領するのと引換に落札店に引渡します。
3. 落札店は、登録書類を受領した場合には法令を遵守しすみやかに名義変更の手続きを完了しなければなりません。ただし、落札車両が一時抹消登録（軽自動車における返納）の場合は除く。尚オークション開催日の翌月末迄を譲渡書類有効期限とする（出品票に有効期限の記載がある場合を除く）
4. 落札店は移転登録を完了した場合には直ちに所定の登録事項等通知書に明記してK C A Aに通知しなければなりません。

第 30 条 移転登録書類遅延の罰則

出品店が、移転登録に必要な書類の全部、又は一部の引渡しを遅延した場合には、当該出品店は遅延の程度に応じてペナルティーを支払わなければなりません。

第 31 条 差替手数料

落札店が成約車両について引渡された譲渡書類の一部を紛失又は効力を失効させた場合には、差替実費の他、差替え手数料を出品店に支払わなければなりません。

第 32 条 連帯保証人

連帯保証人は、この契約に基づき会員がK C A Aに対して負担する債務の金壹千万円を限度として会員を連帯して履行する責任を負う事と致します。

第 7 章 契約の解除

第 33 条 契約解除

1. 落札車両について下記に該当する事項が存する場合にはK C A Aが売買契約を解除する事ができます。
 - (1) 事務局システムトラブル及び、コンダクター、事務局のミス等による落札車両
 - (2) 落札車両に重大な欠陥が発覚した時。（盗難車、冠水車、メーター改ざん車両、書類偽造車両等）
 - (3) 落札車両代金を期日迄に支払わない場合。
 - (4) 出品店が落札店に対し、期日迄に落札車両の移転登録に必要な書類を引渡さない時。
 - (5) 落札店が期日迄に落札車両の移転登録を行わない時。
2. 上記契約解除に伴い、出品店は落札店に対して、又は落札店は出品店に対して当該損害の賠償を請求出来るものとし、K C A Aは一切損害賠償の責任は負担致しません。
3. 契約の解除がなされた場合にも、K C A Aは会員から受領済みの手数料等は返還しないものとします。

第 8 章 紛争の処理

第 34 条 仲裁

KCAAは双方による申立てに基づき仲裁の裁定を行うものとします。この場合当事者双方は、KCAAの仲裁裁定に無条件に従わなければなりません。

第 35 条 合意管轄

本規約に関して会員とKCAAとの間に紛争が生じた場合、簡易裁判所および福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、合意解決を図るものとします。

第 9 章 規約の改訂

第 36 条 規約の改訂

この(株)九州中央オートオークション規約は、当オークション事務局が改訂を必要と認める時は、随時任意に改訂し、会場及びKCAAホームページにて全会員に公示します。又、会員は、改定後に当オークション取引参加した場合、当該取引の参加をもって規約改定・追加を承諾したものとみなします。

第 10 章 免責

第 37 条 事務局免責

事務局は、以下の各号のいずれかに該当する事由により会員が被った損害については、その賠償責任を負わないものとします。

1. 事務局及び業務提携先のホストコンピュータ、及びこれに付随するすべてのハードウェア、およびソフトウェアの故障等の原因により発生する損害。
2. 通信回線のトラブルや不良ノイズ等による送信データの変化、または消滅による損害。
3. その他、本システムまたは指定機器に起因する故障、事故による損害。
4. 天変地異、雷、火災、異常電流等、その他不可抗力に起因する損害。
5. 会員の操作ミス等と想定される原因により発生する損害。
6. 車両が場内にて、機関・機構・その他不測の故障、破損等が発生した場合の損害。

第 11 章 書類規定

第 38 条 書類の完備

1. 譲渡書類は、全国どこの陸運支局でも登録可能な書類をお願いします。
2. 譲渡書類のうち、印鑑証明、委任状など必要書類有効期限は、開催日の翌月末以上とします。
3. 出品店は、譲渡書類一式を開催日より7日以内にKCAA事務局へ到着するように送付して下さい。
※譲渡書類一式については、万一差替えが発生した場合、速やかに差替え出来るものに限りませす。
4. 落札店は、落札車両の登録書類を受領した際、直ちに不備・不足・未着等、内容物の確認を行わなければなりません。
5. リサイクル料の申告漏れについて、出品店より書類の到着までに申し出があった際は、再精算いたします。尚、リサイクル券の過剰請求があった場合、登録書類発送日より6日以内に落札店から申告があった場合に限り再精算いたします。
6. タンクローリー等、タンク部の名義変更が必要な車両については、別途書類が必要です。但し、タンク書類欠品・不明等の申告がある場合は除く。

第 39 条 書類不備

1. 登録に必要な書類及び自賠償保険がないものは書類不備とします。

2. 車検付車両の出品で“自賠償保険無し”は受付致しません。万一、出品票に記載したままセリを行っても無効とします。(出品店で加入して頂きます。)又、離島登録車の自賠償については出品時に記載無き場合のみ差額を請求いたします。尚、差額請求の申告期限は、譲渡書類有効期限と同じとします。
3. 倒産及びダブル移転や死亡相続書類等、地域により扱いが異なるものは、原則として受付致しませんので、必ず自社名義にして出品して下さい。万一、名変が不可能な場合はいかなる理由に於いてもペナルティー 50,000 円で落札店に書類を受け取って頂くこととなります。その際落札店は、書類が完備する迄お待ち頂く事となります。
4. 車検切れでナンバー付車両及び翌月末迄に車検が切れる車両は、なるべく抹消して出品をお願い致します。
5. 落札店による抹消依頼はオークション当日セリ終了後 1 時間以内に限ります。(但し、車検が翌月末以内の車両と致します。) その場合、ナンバープレートの取り外しは落札店が行うものとします。
6. 譲渡書類一式に不備等があった場合、出品店は速やかに名変可能な書類一式を揃えなければなりません。尚、期限はK C A Aより催告があった日を含み 7 日以内とし、期限遅延した場合はペナルティーとして 1 日あたり 2,000 円を請求致します。
7. 出品票に記載のない譲渡書類有効期限の依頼はペナルティー 20,000 円とし、落札店に支払うものとします。
8. 出品票に譲渡書類有効期限を記載した場合、オークション会場に書類到着後 15 日間の有効期限が必要となります。但し、書類有効期限に満たない場合、差替えもしくは早期名変依頼の対象となります。
9. 書類遅延のペナルティーはオークション開催日より 13 日目から 1 台当たり 10,000 円 + 1 日毎に 2,000 円請求し、落札店に支払うものとします。尚、譲渡書類一式の到着がオークション開催日より 1 ヶ月以上遅延した場合、落札店はキャンセル可能とし、書類遅延ペナルティーの他にキャンセルペナルティー 50,000 円を落札店に支払うものとします。
※書類遅延ペナルティー + キャンセルペナルティー + 実費 (販売利益は含まない)
10. 出品店が自動車税未納の為に落札店が車検を受けられなかった場合は、出品店はただちに自動車税を納税しなければなりません。尚、納税確認がとれる、もしくは納税証明書が事務局へ届くまでの期限をK C A Aより催告があった日を含み 7 日以内とし、期限遅延した場合はペナルティー 10,000 円を請求します。それ以降 7 日遅延するごとに 10,000 円を追加するものとします。
11. 書類紛失等による出品店都合のキャンセルはペナルティーとして 100,000 円と実費を落札店に支払うものとします。(実費に販売利益は含まない)
12. 出品票の車検欄に期間記載、又はナンバーが記載されている場合は、継続車とみなします。
13. ナンバー応談の基本は抹消と致します。但し、落札店より継続依頼の場合の書類有効期限は第 39 条 8 項に該当するものとします。

第 40 条 落札車両の書類

1. 落札車両の譲渡書類有効期限は出品票に有効期限日の記載がある場合を除き翌月末までとし、期限を過ぎた場合は保証金を没収します。
2. 譲渡書類の有効期限の失効及び書き損じ等による差し替えについては必ず事務局を通さなければならない。差し替えペナルティー 30,000 円請求。(その他、実費請求の場合あり)
尚、車検証、名変書類 (自賠償を除く) 紛失による再発行はペナルティー 50,000 円請求。(その他、実費請求の場合あり)
3. 落札車両の名義変更完了通知は譲渡書類有効期限迄に事務局に送付しなければなりません。又、名義変更完了通知が前日迄に送付されない場合は、保証金は没収し、普通自動車に限り登録事項等証明交付手数料として 3,000 円を請求します。
4. 名義変更完了通知の送付遅れは 1 日に付き 2,000 円のペナルティーを徴収するものとします。
5. 落札車両の名義変更手続きが定められた期日を遅延した場合、落札店は譲渡書類有効期限遅延ペナル

ティーを出品店に支払わなければなりません。

10日以内遅延…10,000円

20日以内遅延…20,000円

20日以上遅延…10日毎につき10,000円プラス

尚、譲渡書類有効期限遅延ペナルティーは書類の有効期限の失効による差替依頼があった時点迄とし、それ以降は差替ペナルティーへと移行します。但し、差替後の譲渡書類有効期限は差替書類発送後7営業日とする。

6. 車検付き軽自動車において、他県管轄への名義変更には必ず落札店にて税止めを行わなければならない。税止め処理を怠り、翌年度以降も旧所有者に自動車税が発生した場合ペナルティーとして1万円請求致します。
7. 名変遅れ、あるいは名変をしない悪質会員に対しては、入場停止等の厳重な処罰規定が適用されるものとします。(第3章 会員の権利義務 第14条 罰則より)
8. 名義変更前による道路交通法違反(事故、迷惑駐車含む)等が発覚した場合は、迷惑料としてペナルティー 30,000円+KCAAの認めた実費を落札店に請求し、出品店に支払うものとします。(但し、KCAAの確認裁定による)
9. 落札者又は、それに関わる者がオークション事務局を通さず、出品店や名義人等に直接連絡をした場合は、KCAAの裁定によりその違反の程度に応じてペナルティーを科します。
10. 書類到着前に落札者によりリサイクルシステムマニフェスト発行処理をし、抹消登録及び名義変更が不可となった場合は、永久抹消書類にて受け渡しとします。(その間の書類遅延ペナルティーなし)

第41条 車両代金の決済

車両代金の決済はKCAA各会場での決済で行っていきます。

①落札店の決済

1. 落札店はKCAAに落札した車両代金、手数料、自動車税相当額等を開催日より7日以内に支払わなければならないものとします。
2. 代金決済は銀行振込によるものとし、小切手、手形は認めないものとします。
※現金入金は原則として受付致しません。やむを得ない場合は、手数料として3,000円を請求致します。
3. 落札者への登録関係必要書類は、一開催毎の代金金額徴収後、速やかに事務局より送付するものとします。
4. 自動車税相当額はオークション開催翌月より年度末迄お預かり致します。又、軽自動車の税金については、3月のオークション開催のみ落札店が負担するものと致します。
5. 軽自動車のナンバー付車両については名義変更保証金として10,000円お預かりし名義変更遅れがあった場合は没収とします。又、普通自動車のナンバー付車両についても名義変更遅れがあった場合は、名義変更保証金として10,000円を請求致します。
(後日請求)
6. 落札店はオークション次開催の前日迄に入金決済を行うものとします。
※入金遅れペナルティーはオークション開催日より13日目より1台当たり2,000円を請求致します。
7. 落札料は落札車両代金に加算するものと致します。又、後商談による落札は落札料+後商談手数料を請求するものと致します。
8. 一開催で出品と落札があった場合は、合算相殺の上決済いたします。
9. ペナルティー及び、クレーム等にて発生した請求の入金遅れについては上記6項※に順じます。

②出品店の決済

1. 出品店への車両代金の支払いは、一開催毎の全成約車両分の書類到着後、速やかに行います。
2. 出品料、成約料は成約車両代金より相殺するものと致します。

3. 出品店がK C A Aに対して落札車両代金又は、その他の債務を負担している場合には、代金支払いの際、前記債務と相殺して決済するものとします。

③その他

1. 落札車が福祉車両など非課税対象車であった場合、書類発送後 6 日以内に落札店からの申告があった場合に限り、消費税の返還を行うものとします。但し、当該車両が新車時に非課税対象と確認できる場合に限りです。
2. 移転登録が行われた後、同年度内に抹消登録された場合において、落札店が抹消登録日より 5 日以内に車検証等抹消登録を明らかにする書類の写しをK C A Aに引き渡した場合は、出品店は抹消登録月の翌月分からの自動車税残額相当分を落札店に支払うものとします。

第 12 章 出品方法

第 42 条 出品にあたり

出品店は公平誠実な売買に参加するにあたり、以下の事項を厳重に理解し守って下さい。

第 43 条 出品車両の条件

出品店は、エンドユーザーの立場に立って車両の点検整備を綿密に行い、その仕様・品質瑕疵（カシ）の程度等を誠実に申告しなければなりません。又、出品車両は次の条件を揃えておかなければなりません。

- ①自走可能である事。
- ②自動車保安基準に適合し得るものである事。
- ③車検付車両の場合は自賠責保険が付いている事。（付いていない場合は出品不可）
- ④名変しななければならない期限内に登録名義の移転又は新規登録の手続きが可能なもの。
（移転登録の場合→オークション開催の翌月末迄の委任状、印鑑証明書の有効期限が必要）
- ⑤5日以内に落札車両に必要な名義変更書類が決済しうる車両。
- ⑥出品票に虚偽の申告・誤記入・記入漏れが無く、正確に内容が記載された車両。
- ⑦出品店の申告義務として、
 - (1) 修復歴
※申告なき場合の修復歴後日発覚について、陸送代等の実費が発生した場合は出品店請求とする。
 - (2) 構造変更済み車両及び、その内容
 - (3) 車歴（レンタカー、事業用、その他特殊用途車等）
 - (4) 離島登録車両
 - (5) 公認改造車両
 - (6) 登録遅れ車両
 - (7) レスオプション、欠品部品、規格外品
 - (8) スムーサー、クラッチペダルレス、2ペダル等
 - (9) トラックにおける上物の年式が車両登録年より2年を超えて古い場合
- ⑧粗悪車や法的、金銭的に抵触事項の無い車両。
- ⑨外車に於けるディーラー車、並行車。⇒マイル表示については、マイルと記入
車検証記載の走行距離単位がKm／マイルが混在している場合、走行距離に矛盾がなければ、実走行として取り扱う。

第 44 条 出品票への記載

- ①出品店は、出品票に第 43 条に定めた事項を含めて必要事項を漏れなく正確に記載して下さい。
（現車の装備品の有無及び状態についても正確に記載して下さい。）
万一虚偽の申告・記載・誤記入・記入漏れ等によって発生する問題の責任は全て出品店が負うものと

し、クレームとして対応しなければなりません。

(但しこの場合は、クレーム規約を踏まえて処理を行います。)

セールスポイントの記入は正常に作動するもののみとします。又、欄外へのセールスポイントと思われる記入も同様とし、出品店によるセールスポイント記入とみなします。(K C A A判断)

- ②純正装備品とは、当該車両(グレード含む)に対する純正装備品及びオプション設定品とする。
- ③カワシートとは合成皮革及びハーフレザーを含む。但し、メーカーにて「合成皮革」「レザー」と明記されていること。(アルカンターラやカプロン等は除く)ハーフレザーは申告義務とする。
- ④AGS(オートギアシフト・シーケンシャルAT・デュアロジック等)のシフト区分はATとする。
- ⑤出品票には、出品店名、会員番号、スタート価格、希望価格を必ず記載して下さい。
*希望価格にはコンダクターによる価格調整3万円を含む。
- ⑥走行距離が改ざんされている車両は、表示している積算距離に「*」を付したうえ注意事項欄に推定走行距離を記載し、「メーター改ざん車」と明記する。
- ⑦メーター交換について認証・指定工場でメーター交換されたことを証する書面がある車両は走行距離に「\$」を付したうえ、注意事項欄に交換日および交換時の走行距離を記載し「メーター交換車」と明記する。また「メーター改ざん車」、「メーター交換車」以外で記録簿等がなく、推定できる根拠がない車両は、表示している積算距離に「#」を付したうえ、注意事項欄に「走行不明車」と明記する。
- ⑧走行未記入車両は、現メーター指示数を実走行としてみなします。
- ⑨事業用での継続車両の出品は不可となります。但し、出品前に抹消されるか又は、自家用ナンバーにすることで出品可能となりますがその際は、出品票の注意事項欄へ「事業用歴」と記入しなければなりません。
- ⑩レンタカーの継続車両は、出品可能としますが、必ず出品票の注意事項欄へ「レンタカー」の記入をお願い致します。
- ⑪特殊用途車とは緊急の用に供するための自動車及び特定される事業を遂行するための自動車
- ⑫セットアップ交換車
ディーラーによるメーターセットアップ交換車は実走行とみなします。但し、K C A Aが認めるセットアップ交換記録書類を必要とし、記録書類が無い場合はメーター改ざん車とします。
- ⑬タコグラフ装着車
車両総重量8トン未満で積算距離計とタコグラフが一体式の車両について、タコグラフを新車時に取り付けたとみなし、実走行扱いとします。ただし、タコグラフを途中交換している場合は交換記録を必要とし、記録有りの場合はメーター交換車、記録無しの場合は、メーター改ざん車とします。
- ⑭キャビン交換時の走行表示取り扱い
 1. 実走行扱いとする場合
キャビン交換時、積算距離計を交換していないことが客観的に証明できる書類が必要
 2. メーター交換扱いとする場合
キャビン交換時、積算距離計を交換していることが客観的に証明できる書類が必要
 3. メーター改ざん扱いとする場合
キャビン交換時、積算距離計に関する書類が無い場合

*客観的に証明できる書類(認証・指定工場で作業したことを証明できる書類)(K C A Aが認めるもの)

- ・メーターに関する記録が載っている書類
- ・メーター交換記録
- ・作業内容指示書
- ・請求書 作業明細 等

第 45 条 出品車両の評価判定基準

①評価基準

S 点	走行 10,000km 以内 初度登録後 12 ヶ月以内（登録月を含む） 殆ど無傷、無補修であるもの
6 点	走行 30,000km 以内 初度登録後 36 ヶ月以内（登録月を含む） 軽微な瑕疵が僅かにあるが殆ど加修の必要がないもの
5 点	走行 50,000km 以内 外装に目立たない傷、凹みが若干あるもの 内外装とも軽微な補修跡はあるが状態が良好なもの
4.5 点	走行 100,000km 以内 軽微な加修を必要とするもの 内外装とも軽微な瑕疵が数ヶ所あるもの
4 点	走行 150,000km 以内 内装に汚れ、焦げ穴、破れ、色褪せ等が数ヶ所あるもの 外装に加修を要する傷、凹み、錆等が複数あるもの
3.5 点	内装に目立つ汚れ、焦げ穴、破れ等が多数あるもの 大小の板金を必要とする傷、凹み、錆等が複数あるもの 内外装の補修跡が良好でないもの
3 点	内外装とも全補修、交換を要する瑕疵が多数あるもの
2 点	商品化に大幅な加修を要し、商品価値の低いもの 各部に腐食、腐食穴等が多数あるもの、粗悪車等
1 点	冠水歴車、消火器散布歴車等
R 点	修復歴車
0 点	特殊車、改造車、極端な低年式車等評価の困難なもの 査定の出来ない車両
× 点	事故現状車、査定の出来ない車両等 CNG/天然ガス等のタンク使用期限切れ車

※実走行不明車や改ざん車、及び色替え車は、評価点の上限を 3.5 点とします。

②外装・内装の補助評価基準

区分	ランク	
外 装	A	◎目立たないキズ、エクボが数ヶ所あるもの ◎加修の必要のないもの、及び加修（仕上がり）の良好なもの
	B	◎線キズ、凹みが数ヶ所あるもの ◎加修の仕上がりが中程度と思われるもの ◎ガラス（ヒビ、ワイパーキズの大きなもの）割れのあるもの
	C	◎大小の板金を必要とする線キズ、凹みが数ヶ所あるもの ◎加修済みだが、色ボケ・ムラのあるもの
	D	◎Cランクが多数あるもの ◎加修（仕上がり）の悪いもの、及び再仕上げを必要とするもの ◎サビ、腐蝕が多数あるもの
内 装	a	◎加修の必要性がないか又は必要性の低いもので、そのまま展示できるもの ◎内装に目立たない小さな破れ、軽いコゲ又は簡単に取れる汚れ等が若干あるもの
	b	◎軽微な加修を必要とするもの ◎内装にコゲ、コゲ穴、擦れ、破れが数ヶ所あるもの
	c	◎不具合内容が商品価値を下げるもの ◎目立つビス穴、ダッシュボードの浮き、ヒビ割れ等のあるもの ◎内装にペイントを施したもの ◎異臭のあるもの
	d	◎大きな加修及び交換を必要とするもの

《 外 装 損 傷 表 示 》

		1	2	3
A	線キズ	拳大程度	手のひら大程度	左以上
U	へこみ	親指大程度	拳大程度	左以上
W	波（仕上がり）	小	目立つもの	左以上

③修復歴車の定義

●修復歴とは

過去に交通事故その他の災害により、車体の骨格部位を損傷し、「修正」あるいは部品「交換」により修復したものをいう。流通過程での未修復の「現状車」も同様の判定基準を適応する。

●修復歴基準

下記の骨格部位に損傷があるもの又は修復されているものは修復歴とする。但し、骨格は溶接接合されている部位（部分）のみとし、ネジ止め部位（部分）は、骨格としない。

又、事務局が判断した軽微な損傷及びそれらの修理跡は、この限りではありません。

NO.	骨 格 部 位	修復歴判定基準
1	クロスメンバー (フロント・リア)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの
2	サイドメンバー (フロント・リア) [フロントはコアサポートより 後ろに位置する部分のみ]	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの
3	インサイドパネル(フロント) [コアサポートより後ろに位置 する部分のみ] ダッシュパネル	1) 交換されているもの 2) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの
4	ピラー (フロント・センター・リア)	1) 交換されているもの 2) スポット打ち直しがあるもの 3) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの
5	ルーフ	1) 交換されているもの 2) ピラーから波及した凹み又はその修理跡があるもの 3) ルーフ周囲のインナー部に凹み、曲がり又はその修理跡があるもの
6	センターフロアパネル フロアサイドメンバー	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ(亀裂)があるもの 4) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの
7	リアフロア (トランクフロア)	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ(亀裂)があるもの 4) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの

※軽微な損傷の判定は、検査員の主観によるため評価点が保証されるものではありませんのであらかじめご了承ください。

※クランプ跡があっても上記判定基準に該当しない場合は修復歴とはしない。

※修復歴の判定はボディ形状、構造(フレーム付き車など)や損傷の度合い等により異なる場合がある。

※リアフロア内サイドポケット及びそれに順ずるとみなすものは修復歴基準から除きます。

④ 1点の定義

(1) 冠水車両（事務局裁定・雨漏り等は除く）

災害や自らの浸水などにより、水または泥等がドア等の車体開口部下面より室内に侵入したもの、またはその痕跡があるもの。

キャブオーバー形状については災害や自らの浸水などにより、水または泥等がトラック車両の左右メインフレームの下面を超えたもの、またはその痕跡があるもの。

ボンネット形状については乗用車の判定基準とする。

(2) 消火器散布歴車

⑤ 0点の定義

●道路運送車両法に定める安全基準に該当しない改造車

●フレーム、主要パーツを改造したもの、正規車検に通らない部品を溶接等に取り付けたもの。

●競技等に使用されたもの、及びそれに準ずるもの。又、その目的に使用されると思われる改造をされたもの。（K C A A裁定による）

●エンジン・ミッション内部の改造

（社外コンピュータ、VVC等容易な部品交換で正規に戻されるもの、及び改造申請済の書類の完備されたものは除きます。この場合は、出品票に申告の事）

●査定の出来ない車両等

⑥ 粗悪車両

●災害等により著しく商品価値の下落が見込まれるもの

●ボディ主要パーツ（フレーム、ピラー、フロアパネル、インナーパネル、ルーフパネル等）に腐蝕、穴等があり車検が通らないと思われるもの。又、安全走行に問題があると思われるもの。

⑦ 出品不可

●接合車両

ボディの3分の1以上を他の車両の一部で接合して造られた車両、及びそれに準ずると判断されたもの。

●腐食等にて車台番号の全部もしくは一部が確認できないと事務局が判断した車両

⑧ 再検査

出品車両について、検査終了後に再度検査を行う事があります。セリ前にて不具合及び検査内容に変更等があった場合、K C A Aの判断により（訂正あり）にてセリを行うものとしします。又、成約後の車両についてはクレームに移行すると思われる場合、出品店・落札店双方に連絡し、クレーム中としします。この場合K C A Aの了承なしでの搬出は不可としします。

第 13 章 クレーム規約

第 46 条 本規約の目的

この規定は、K C A Aグループ（以下K C A A）において発生する品質問題等のトラブルについて、オークションの公益性と秩序の維持をはかることを目的とします。

第 47 条 規約の改正

本規約はK C A Aのオークションを円滑、迅速に行っていく為のものであります。よって規約の内容、仕様を予告なく変更していく事があります。

第 48 条 クレーム防止義務

1. 出品店は、車両の出品に際し、エンドユーザーの立場に立って車両の点検整備を行い、クレーム発生を事前に防止すると同様に、落札店も十分な下見及び下見代行サービス利用等により、クレーム発生を事前に防止する様、努めるものとします。
2. 出品店は出品車両の車歴、仕様、品質、瑕疵（カシ）の程度等必要事項を誠実に申告するものとします。
3. リモコンスイッチ、キーレスカード、S Dカード等、容易に車外へ持ち出せる部品、及び整備手帳（メーカー発行のもので保証書付きに限る）は出品店で保管し、成約後登録書類等と一緒に事務局へ提出するようにして下さい。仮に、上記部品を車内に放置したことにより紛失しても、K C A Aは一切管理責任を負いません。

※保証書紛失の際はクレームとして出品店は責任を負わなければなりません。（別項目参照）

4. セールスポイントへ記入する際は、事前に正常に作動することを確認して下さい。ナビディスク、S Dカード、B-C A S等は、紛失防止の為原則として後日送りにするものとします。尚、記載内容については、証明できうる書面等が必要となる場合があります。（K C A A判断）

第 49 条 方 法

1. 問題の解決に当たっては、出品者、落札者双方ともに規定に基づき、前向きな理解と協力によることを第一の方法とします。
2. 解決に当たっては、K C A Aが仲介し、規定に定められた範囲により、調停を図るものとします。
3. 出品者、落札者双方に理解度、協力度が不足する事により、解決が難航する時は、K C A Aが総合的な判断を持って裁定を行います。
4. K C A Aが裁定した結果には、出品者、落札者双方共従って頂きます。又、従わぬ場合は、オークションへの参加制限・参加停止等の処罰を科するものとします。
5. メーカーの保証で対応出来るクレームについては、メーカーに対して行うものとします。

◎保証継承代は落札店負担とする。

◎保証書とは、メーカーが発行したもので販売店印（角印）又は、それに準ずるステッカーが記されているものとなります（K C A A保証書規定による。）保証期間経過車については販売店印不問とし、発行店舗の分かる記載のもの（新車1か月点検等）にて保証書とみなします。

◎ディーラーや中古販売店が発行した中古車保証書は保証書としては認めません。

◎点検記録簿とは、過去に法定点検等の整備記録のあるものに限りです。

※過去の整備記録が無い場合は、記録簿無しとみなす。

第 50 条 クレーム申立て・処理

1. 落札車両について、クレームの申立てをする場合は、必ずK C A Aを介して行うものとします。
2. クレーム申告は、当該車両について1度とし複数回の申し立てはできません。但し、受付期間の違うもの、書類等K C A Aが認めたものについてはこの限りではありません。
3. K C A Aに於いて低年式車両とは、新車登録年より6年以上経過した車両、及び、同年式の車両とします。又、経過年の移行は毎年1月1日をもってスライドしていくものとします。
4. 外車のクレームについては、ディーラー車（高・低年式）、新車並行車両については評価点対象車両

と致します。但し、前記の低年式車両については、修復歴のみクレーム対応し、機関、機構上はノークレームとなります。又、新車並行車両以外の並行車両については機関、機構上、修復歴いずれもクレーム対象外となります。

※ディーラー車及び新車並行車両は出品店の申告に限る。

※出品票にモデル年式が明記されていないものについては、モデル年式不明とみなします。

5. クレームの受付期間は以下の通りとします。

①高年式…開催日（含む）より6日以内で最終日の17：00まで

②低年式…開催日（含む）より翌々日の17：00まで

出品店へは、電話及びファックス連絡とし、連絡がつかない場合は、連絡のついた時点でクレーム受付して頂きます。但し、クレームの内容により別に定めた期間で受付する事とし、K C A A が認めた特殊事情の場合はこの限りではありません。

6. クレームの処理は、部品供給（中古品・リビルト）及び相応の値引き、もしくは解約（キャンセル）によって処理するものとする。尚、部品供給の場合、期間を1週間以内とし、それ以降日時を要する場合は、値引き処理をもって対応するものとします。

7. クレームの申立てに要した費用は、クレームが事実であった場合は、出品店負担とし、事実でなかった場合は落札店負担とします。ディーラー見積もり費用等は落札店負担とします。

8. セールスポイント等に記載されている事項は、正常に作動するもののみとし、作動しない場合はクレーム対応するものと致します。（上記についてはK C A A の判断とする）

※後日送りとしていた部品の不良や、後日送り部品により作動不良が発覚した場合は書類（部品）到着後翌日迄と致します。尚、後日送り部品の欠品・不足・未着の申告期限は、登録書類到着後翌日までとします。

9. ワンオーナー車とは、新車登録時から同一の使用者名義であることが基本ですが、商品車登録の名義変更は、一度までであればワンオーナーと見なします。

10. 型式指定・類別区分番号空白の未申告について空白の原因が、純正オプション取付けによる物であったりグレードによる物であればノークレームとする。

※但し、構造変更（ターボ積み換え等）によるものや、外品取付けによる物であれば事務局の裁定によりクレーム対象とする。

11. クレームの受付で、当日限りとは、A A 終了後1時間迄とします。但し、現車を持ち出した場合は、ノークレームとしますが、走行しないと判明出来ない場合のクレームは事務局の裁定とします。

12. クレーム虚偽申告とK C A A が判断した場合、クレームを却下しN A K より提携会場へ通達いたします。（見積もり書の不正・虚偽・架空・誇大・電話見積もりのみ・進捗状況の虚偽等）

第 5 1 条 非クレーム対象

次の行為及び項目に該当する場合は、原則としてクレームは受付致しません。

1. 当オークションでの落札車両が再販売（同一会場、他会場に出品し、セリにかけた場合も含む）された時。但し、書類と合致しない場合等についてはこれに限らない。

2. クレーム申立て前、及び、申立て中に事務局の許可なく加修、修理をした時。（特殊事項は除く）

3. 内装・外装・装備品等、下見及び下見依頼、または画像上にて目視出来る部分。

4. 商談落札車両。但し、未申告の修復歴、エンジン（本体）、デフ、ミッションの異状のあるもの、書類と合致しない場合は、通常の規定にするものとする。

5. 落札金額が150,000円以下の車両についての機関、機構上及びガラス割れのクレーム。

6. 落札金額が150,000円以下での修復歴の発覚。

7. 超低価格（落札価格が50,000円以下）については、書類、重要項目を除き、全てノークレームとする。

8. 外車。（ディーラー並行不明車、及び低年式車両の機関、機構上）

9. 改造車。（但し、修復歴を除く）

10. 純正以外の部品及び、取り外し可能な規格外品取り付け・交換。

11. 消耗品及び消耗品とみなされるものや簡単な調整およびセンサー類の交換等で直るもの。

12. 新品部品代金が30,000円以下のクレームの申し立て。
但し、工賃、技術料が著しく高額の場合はK C A A裁定による
13. 出品リストによるクレーム（現車が基本）、及び査定ミス、コンダクターのミス、事務局のミス。
14. 初年度登録より15年目を経過した車両。
15. 過走行（走行100,000km以上の車両）、及び実走行不明車についての機関、機構上エンジン、デフ、ミッション、足廻り等、及びガラス割れ
16. 8ナンバー登録車（キャンピング、放送宣伝車等）は、各陸運支局により基準が異なる為、装備品に関するクレームは受付けない。
17. 日本国外に輸出された車両。（いかなる理由があっても受付けないので、輸出前の車両チェックを強化して頂くようお願い致します。）
18. 修復歴箇所明記以外の箇所に修復歴が発見されても一切受付けないものとします。
19. クレームの申立てをした日より、6日以内に事務局に対し再度連絡が無い場合にはノークレームとする。又、回答の保留や連絡待ちについても同様とします。
20. 同一クレームを繰り返し申し出る悪質者については、K C A Aの判断によりクレームを却下します。
21. 評価点2点の車両の修復歴発覚。
22. 評価点1点・0点・×点車については、書類、重要項目を除き、全てノークレームとします。

第52条 クレーム対象

クレーム規約第49条・50条の定めにより受付し、処理するものとします。但し、内容、受付期間等が規約と合致した場合に限ります。

1. 修復歴が未申告で後日発覚した車両。
2. 出品票に正しく記載すべき事項が記入されていないとき。（申告漏れ含む）
3. 誤解を招くような不適切及び、紛らわしい書き方をした場合。
4. 標準装備品の欠品で未申告の場合。（新品部品代金3万円以下は除く）
5. 登録遅れ。（マイナーチェンジ又は、モデルチェンジ等のあった月から3ヶ月以上経過し、かつ年をまたいでいるもの）（輸入車は除く）
6. 車歴表示がないとき（レンタカー、事業用、特殊用途）。※リース車は自家用とみなします。
*但し、キャブオーバー形状車及び乗車定員11人以上のバス等における申告漏れは除く
キャブオーバー形状車＝（トラック及びトラックベースの冷凍冷蔵及び保冷・バン・トラクタ含む）
7. レスオプションの場合で外した部品を記入していないとき及び、記載グレードに対し低装備とみなされるもの（ビジネスパッケージ・販社限定等）
8. 構造変更による乗車定員変更の未申告及び、定員数の書き間違い。
9. 改造公認未申請で申告が無い場合。
10. 未申告の色替え車及び記載色違い。但し色違いについては出品票記載カラーナンバーを優先する。
11. 走行距離メーターが実走行と異なり、現車との事実関係が立証出来る場合。
12. “第51条非クレーム対象”に準ずるが、K C A Aの裁定により悪質と判断された車両。
13. 修復歴はあるが、完全な修復がなされていないもの。
（事故により機関、機構上に重大なトラブルがあるもの。エンジン、ミッション、デフ等）
14. 低額車輛（＝150,000円以下の落札車両）に於いて、悪質車両（＝動かない、走らない等）と見なされる車両 ※但し、当日会場内で確認できる車両に限る。
15. 過走行（走行100,000km以上の車両）、及びメーター改ざん車についての機関、機構上については、基本的にノークレームだが、極度に酷いエンジン、デフ、ミッションのみクレーム対応と致します。（事務局の判断による）
16. トラックにおける上物の年式が車両登録年より2年を超えて古い場合（上物の型式が記載されたものは除く）
17. CNG/天然ガス等のタンク使用期限切れの未申告
18. その他各項目は別表にて参照の事。

クレーム規約一覧表

	クレーム内容	一般車			ネット(一般車)		備考
		高年式	低年式	高年式	低年式		
内装	① 落札金額15万円以下の車面	／	／	／	／	但し、誤記入、修復歴、走行キロはクレームの受付をする	
	② 盗難車	無期限	↓	↓	↓	ペナルティー10万円+実費	
	③ 消火器散布跡	1ヶ月	↓	↓	↓	別途KCAA裁定	
	④ 接合車	6ヶ月	↓	↓	↓	ペナルティー5万円+実費	
	⑤ 冠水車	3ヶ月	↓	↓	↓	ペナルティー5万円+実費※15万円以下は3万円とする 但し、現状コーナー及び評価点X点車についてはAA当日含む6日間 (ガラス割れ等の雨漏れ除く)	
	⑥ レスオプシオン車	6日間	↓	↓	↓	別途KCAA裁定	
	⑦ 外品過給器(ターボ・スーパチャージャー)取付車の機関及び機構の不良	／	↓	↓	↓	但し、表示のあるもの	
外装	① ステレオ等の未記入の欠品	／	／	車面搬出前迄 (※1)	↓	画像にて目視不可のネット落札のみ	
	② シートカバー装着分のシート破損	当日限り	↓	車面搬出前迄 (※1)	↓	事務局の裁定による	
	③ メーカー不良	6日以内	↓	↓	↓		
	④ ヘッドレスト・シートベルトの欠品	当日限り	↓	車面搬出前迄 (※1)	↓		
	⑤ エアバック不良、欠品	6日以内	↓	↓	↓	別途KCAA裁定	
	① フロントガラスヒビ・リペア跡	当日限り	↓	車面搬出前迄 (※1)	↓	車検にさしさわりのないキズはノークレーム	
	② 色替え	6日以内	当日限り	6日以内	車面搬出前迄 (※1)		
電装	③ 色違い	当日限り	↓	車面搬出前迄 (※1)	↓	カラーNo. 記載は除く	
	④ 雨漏り	6日以内	／	6日以内	／	オープン・サンルーフ不良・消耗品等は除く (注)修復歴車はノークレーム	
	① ステレオ・PS・PW・SR・電動ミラー パワーシート・ヘッドライト・オートアンテナ等の不良	当日限り	／	車面搬出前迄 (※1)	／		
	② マルチ・AVの不良	当日限り	／	車面搬出前迄 (※1)	／		
電装	③ エアコン・ダイナモ・スターターの不良	当日限り	／	車面搬出前迄 (※1)	／		
	④ レーダーサポーター関連の不良	6日以内	翌々日の 17:00まで	6日以内	翌々日の 17:00まで	不具合部品により事務局の裁定とする	

	クレーム内容	一般車				ネット(一般車)		備考
		高年式	低年式	高年式	低年式	高年式	低年式	
機 関	① 修復歴車	6日以内	⇐	⇐	⇐	⇐	キャンセルの場合、陸送代等の実費は出品店請求とする 但し、15万円以下の車両についてはノークレームとする	
	② スポット溶接交換等で表示の無い物 (バックパナル、リアフェンダー等)	6日以内	⇐	⇐	⇐	⇐	評価点4.5点以上のみ対象 値引上限は落札価格の10%まで※キャンセル時陸送代折半 ※評価点が大幅に減点されるもの(KCAA載定による)	
	① エンジン異音・不具合(ポツツキ)	6日以内	翌々日の 17:00まで	6日以内	翌々日の 17:00まで	／	簡単な調整および消耗品やセンサー類の交換等で直るものはノー クレーム	
	② エンジンオイル漏れ(極度に酷いもの)	当日限り	／	車両搬出前迄 (※1)	／	／	消耗品の交換で直るものはノークレーム	
	③ 排気煙異常における白煙及び黒煙	6日以内	翌々日の 17:00まで	6日以内	翌々日の 17:00まで	／	※KCAA載定による	
	④ ウォーターポンプ・ラジエーターの不良	当日限り	⇐	車両搬出前迄 (※1)	⇐	／		
	⑤ オーバーヒート	6日以内	翌々日の 17:00まで	6日以内	翌々日の 17:00まで	／		
	⑥ 燃料ポンプ及び噴射ポンプの不良、燃料漏れ	当日限り	／	車両搬出前迄 (※1)	／	／		
	⑦ 加給器系の不良	6日以内	翌々日の 17:00まで	6日以内	翌々日の 17:00まで	／	但し、規格外ターボ等はノークレームとする	
機 構	⑧ コンピューターの不良	6日以内	翌々日の 17:00まで	6日以内	翌々日の 17:00まで	／		
	⑨ ハイブリッドシステム不具合	6日以内	翌々日の 17:00まで	6日以内	翌々日の 17:00まで	／	簡単な調整および消耗品やセンサー類の交換等で直るものはノー クレーム	
	① クラッチ滑り	車両搬出前迄 (※1)	⇐	⇐	⇐	⇐	※会場内で、確認できるもの(注)トッパギアに入れ、サイド ブレーキを引いた状態でクラッチ滑りをおこなっているもの	
	② AT滑り、変速ショック等の不良	6日以内	翌々日の 17:00まで	6日以内	翌々日の 17:00まで	／	但し、10万km以上走行車はノークレームとする	
	③ ミッション乗せ換え	書類発送後 6日以内	⇐	⇐	⇐	⇐	ノーパナルティー キャンセルの場合、実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求	
	④ デフ不良	6日以内	翌々日の 17:00まで	6日以内	翌々日の 17:00まで	／		
	⑤ ドライブシャフト不良	6日以内	車両搬出前迄 (※1)	6日以内	車両搬出前迄 (※1)	／	※但し、低年式は、会場内に限る。 ブーツ破れはノークレーム	
	⑥ ミッションオイル漏れ(極度に酷いもの)	当日限り	／	車両搬出前迄 (※1)	／	／		
	⑦ ブレーキ等(ABS、マスターバックのみ)	6日以内	／	6日以内	／	／		

	クレーム内容	一般車		ネット(一般車)		備考
		高年式	低年式	高年式	低年式	
機構	⑧ エアサス・アクティブサス不良	6日以内	/	6日以内	/	
	⑨ ハイキヤス・4WS等の不良	6日以内	/	6日以内	/	
その他	① 車台番号打刻の不鮮明による車検不可	開催日より30日以内	↓	↓	↓	陸運支局にて確認不可の場合はKCAA裁定に従って頂きます。
	② 車検不可の改造車	開催日より30日以内	↓	↓	↓	※KCAA裁定による
	④ CNG/天然ガス車等のタンク使用期限切れの未申告	6日以内	↓	↓	↓	

※1 車両搬出前迄とは、AA開催日翌々日の17:00までとし、会場内での検査員の確認を原則とします。

(注) ネット落札の低年式車両について翌々日の17:00以降は、エンジン、デフ、ミッションの本体のみ6日以内に限りクレーム対応致します。
(KCAA判断による)

	クレーム内容	一般車			ネット(一般車)		備考
		高年式	低年式	高年式	低年式		
		開催日より 6ヶ月(注1)	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内		
① 誤 記 入	走行メーターが実走と違う (メーター改ざん、メーター交換)	開催日より 6ヶ月(注1)	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	キャンセルの場合、 ペナルティ-5万円+実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求
	(注1)但し、譲渡書類等から メーター改ざんが判明する場合	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	キャンセルの場合、 ペナルティ-5万円+実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求
	走行不明(＃)申告であったが、後日 メーター改ざんが判明した場合	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	キャンセルの場合、 ペナルティ-5万円+実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求
	メーター交換車(\$)申告であったが 証明できる書面等が無い場合	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	キャンセルの場合、 ペナルティ-3万円+実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求
	純正メーター交換で送付した保証書等に記載 があり走行距離が変わるもの	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	キャンセルの場合、 ペナルティ-2万円+実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求
	積算桁数不足によりメーターが1周以上し 走行距離が変わるもの	書類発送後 6日以内	書類発送後 6日以内	書類発送後 6日以内	書類発送後 6日以内	書類発送後 6日以内	但し、オドメーターに影響のない物は除く キャンセルの場合、 ペナルティ-2万円+実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求
	外品メーター交換未申告で走行距離が変わら ないもの	開催日より 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	キャンセルの場合、 ペナルティ-3万円+実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求
	外品メーター交換で走行距離が変わるもの	開催日より 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	キャンセルの場合、 ペナルティ-3万円+実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求
	規格外メーター交換未申告で走行距離が変わ らないもの	開催日より 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	キャンセルの場合、 ペナルティ-3万円+実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求
	規格外メーター交換で走行距離が変わるもの	開催日より 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	キャンセルの場合、 ペナルティ-3万円+実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求
	車検証距離及び記録簿距離の誤記入	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	クレーム受付後事務局の指定した期間内に訂正できるものは、ノークレーム※1 キャンセルの場合はノーペナルティ(事務局が誤記入と判断した場合)
	マイルメーター表示違い、記載漏れ	6日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	書類発送後 30日以内	キャンセルの場合、 ペナルティ-5万円+実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求
	年式の書き間違い	書類発送後 6日以内	書類発送後 6日以内	書類発送後 6日以内	書類発送後 6日以内	書類発送後 6日以内	キャンセルの場合、 ペナルティ-2万円+実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求 ※出品票記載より高年式の場合はノーペナルティ 但し、車両代が5万円以下は、ノーペナルティとする
	グレードの書き間違い	書類発送後 6日以内	書類発送後 6日以内	書類発送後 6日以内	書類発送後 6日以内	書類発送後 6日以内	Hグレードはノークレーム キャンセルの場合、 ペナルティ-5万円+実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求
	エアコンの有無の書き間違い	6日以内	書類発送後 6日以内	書類発送後 6日以内	書類発送後 6日以内	書類発送後 6日以内	キャンセルの場合、 ペナルティ-5万円+実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求
シフトの書き間違い	6日以内	書類発送後 6日以内	書類発送後 6日以内	書類発送後 6日以内	書類発送後 6日以内	キャンセルの場合、 ペナルティ-5万円+実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求	

	クレーム内容	一般車		ネット(一般車)		備考
		高年式	低年式	高年式	低年式	
⑥	車検期日の書き間違い	書類発送後 6日以内	←	←	←	1ヶ月当たり普通車¥5,000-、軽自動車¥3,000-を値引き基準とする キャンセルの場合、実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求
⑦	型式等の書き間違い(改造車含む)	書類発送後 6日以内	←	←	←	型式指定、類別区分番号無しについては、申告義務としますが、事務局が認めた場合限りクレーム対応致します 《但し、KCAAの判断による》 キャンセルの場合、実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求
⑧	車歴の書き間違い	書類発送後 6日以内	←	←	←	但し、キャブオーバー形状車及び乗車定員11人以上のバス等における申告漏れは除く *リース車は自家用車とみなす キャンセルの場合、実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求
⑨	乗車定員、排気量の書き間違い	書類発送後 6日以内	←	←	←	キャンセルの場合、実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求
⑩	PS、PWの有無、燃料、駆動方式等の書き間違い	6日以内	←	←	←	キャンセルの場合、実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求
⑪	登録遅れ	書類発送後 6日以内	←	←	←	キャンセルの場合、実費(出品料、成約料、落札料)は出品店請求
⑫	新車保証書紛失 ※値引き金額については、値引き金額一覧表にて参照のこと	書類発送後 6日以内	←	←	←	キャンセルの場合、 実費は陸送費のみ。(出品料、成約料、落札料)は出品店請求 ※メーカー保証期間内の新車保証書紛失時に限りキャンセル可能
⑬	登録月の書き間違い	書類発送後 6日以内	←	←	←	1ヶ月当たり¥3,000-を値引き基準とする

※1 2週間以内に訂正できるものを基準としますが、事務局が認めた場合は、この限りではありません。

車検証記載の走行距離単位がKm/マイル又はメーター交換車のメーター指示値/台算距離が混在している場合、走行距離に矛盾がなければ、実走行として取り扱う。

※メーター改ざんについて出品店が、自ら関与していない事が証明できない場合は、自ら関与した事とみなし別途ペナルティーを科します。

(注)なお、キャンセルにおいての実費等については事務局の裁定による

※表の見方 ← …左記と同行
/ …ノークレーム

第 53 条 重要項目

1. 盗難車、盗難等による法的問題車両（差押え車、車台ナンバー改ざん車）は、無期限のクレーム対象とし、出品店は、陸送費、K C A A が認めた実費、キャンセルペナルティーを落札店に支払うものとします。
2. 出品票に未申告の冠水車のクレームは、その車両が冠水車と確認された時点で出品店よりキャンセルペナルティーを落札店に支払うものとします。
3. 接合車（ニコイチ）と判明した場合は、事故歴表示の有無に関わらず、キャンセルできるものとします。受付期間は、A A 開催日を含め6ヶ月とし、キャンセルの場合、出品店は陸送費、加修費、K C A A が認めた実費、キャンセルペナルティーを落札店に支払うものとします。
4. 走行距離メーターが実走行と異なり、（メーター改ざん、メーター交換の場合）、当該車両との事実関係が立証できる場合、受付期間は、A A 開催日を含め6ヶ月とします。但し、譲渡書類等からメーター改ざんが判明する場合は、書類発送後30日以内とします。
キャンセルの場合はキャンセルペナルティー 5万円、陸送代、K C A A が認めた実費を落札店に支払うものとします。
 - ①会場を複数跨った場合、他会場で発生したペナルティー金額の累積請求はしません。
 - ②上記実費には、損失利益を除きます。
 - ③メーター改ざんに出品店が直接関与している場合は、この規定の適用外になります。
（直接関与の場合は、犯罪になります。）
 - ④この規定は、当事者が善意の第三者であることを前提としており、メーター改ざんの罰則を軽視しているものではありません。
 - ⑤出品店は当該車両を仕入れた際の走行距離が証明できるもの（契約書、A A 落札票等）を提示し、自ら関与していないことを証明することが必要です。証明できない場合は自ら関与した事とみなし別途ペナルティーを科します。
尚、走行距離の証明書はK C A A が適当と認めたものとします。
5. メーター交換申告車及び、セットアップ交換車について証明できる書面等がない場合は、改ざん車扱いとして、書類発送後30日以内にかぎり、メーター改ざんと同様の処理を致します。
6. メーター改ざんの証拠・立証については、タイミングベルトステッカーのみではクレーム成立とは致しません。（証拠とは見なしません）
ペナルティーが発生する場合とは、きちんとした証拠（記録簿・他会場での出品票 等）を提出できるもののみと致します。
7. メーター改ざん等、重要項目のクレームについて事務局の裁定に従わない場合は“不良会員”として日本A A 協議会より実名にて全オークション会場へ通達されるものと致します。
8. 落札店がキャンセルをする場合は、落札店は、自費及び自己責任において原則としてその車両を落札時の状態に戻さなくてはなりません。但し、K C A A の裁定に従うものとします。
9. 落札店のキャンセルペナルティーに伴う実費請求が過大であるとK C A A が認めた場合は、K C A A はその請求を却下することができ、落札店はこれに従わなければなりません。

第 54 条 ペナルティーキャンセル

次の項目により、売買契約を解約された場合、出品店にペナルティーを科します。尚、この場合落札店の一方的解約も認められます。

- ①メーター改ざん（メーター交換含む）
- ②接合車・冠水車・盗難車（車台ナンバー改ざん、差し押え、抵当権設定含む）
- ③年式違い

※上記（含む）以外の各ペナルティーは別紙の通りです。

第 55 条 事実の確認

クレームを公正に行う為に、K C A A は事実の確認を下記の方法で行います。

- ①K C A A の検査員及び代理人による出張確認。

②K C A Aに車両を引き取っての確認。

③ディーラーへの持ち込みによる確認。

(ディーラー見積りのK C A Aへの提出期間は6日以内とする。但し、やむを得ない事情が生じた場合、連絡を行えばK C A Aの裁定により延長することがある。)

④写真等による確認。

⑤その他の方法による確認。

第 56 条 値引き交渉

1. クレームの処理において、交渉はK C A Aを仲裁として行います。よって、落札店及び出品店による直接の交渉を固く禁じます。又、落札店には出品店を、出品店には落札店をお教えする事はできませんので、K C A Aにそれを強要及び強要とみなされる言動をおこなった場合には嚴重な処罰が課せられます。

2. 値引き交渉にはまず、ディーラー確認が必要になります。その確認を元にK C A Aの裁定により値引き基準金額が算出されます。但し、修理の内容において消耗品、及び消耗品とみなされるものが含まれている場合は、それを省いた金額が基準となります。

※クレームの種類によっては値引き金額が一律で設定されているものもあります。それにあてはまるものは、その金額を値引き金額とします。(内容と一律金額は別表の通りです。)

3. ペナルティーには消費税は計算されません。

4. 下記クレームの値引きは項目によって値引き基準が異なります。

(1) 年式違い…落札価格×10%(1年に付き)

※登録月数違いは、原則値引き対応とし、記載月より古い場合、1ヶ月につき3,000円を値引き基準とします。

(2) 車歴違い…双方話し合いの上(K C A A裁定による)

※但し、キャブオーバー形状車及び乗車定員11人以上のバス等における申告漏れは除く

(3) グレード違い…双方話し合いの上(K C A A細則を基準として)

※但し、落札された車両が出品票に記載されているグレードより上級の場合は、そのグレードが記載グレードに対し、何ら支障が考えられない場合のクレームは、K C A Aの裁定に従って頂きます。

(4) 修復歴発覚…双方話し合いの上

5. クレーム車両がキャンセルになった場合の実費に於いて、出品店、落札店双方の合意が無き場合は、K C A Aが定めた日時、場所にてK C A A立会の元での直接交渉を行います。日時、場所等の決定権利はK C A Aにあり、両者双方はそれに従わなければなりません。又、従わなかった場合は、相手の主張を認めたものとみなし、その決定に対し従わなければなりません。

第 57 条 後 商 談

後商談で落札された車両のクレームは以下の通りとします。

1. 修復歴無し申告で修復歴後日発覚の場合、クレームは年式を問わず成約日含め6日以内とします。

2. 機関、機構についてはエンジン(本体)、デフ、ミッションのみとし、それ以外はノークレームとします。低年式は成約日より翌々日の17:00まで、高年式は成約日含め6日以内とします。

3. 年式、グレード、車検期日等の相違(=誤記入)は書類発送後6日以内とします。

4. キャンセルになった場合、陸送費等の実費が発生した場合、出品店、落札店双方で折半とします。

5. 値引き交渉に入った場合は、『第56条 値引き交渉』で述べた方法で行います。

6. 装備品及びセールスポイント記載の不具合、欠品、誤記入はノークレームとします。

第 58 条 そ の 他

クレーム処理においてキャンセルになった場合、そのクレーム内容に応じて、K C A Aに対して出品料、成約料、落札料等の手数料を支払わなければなりません。尚、陸送費等、実費が発生した場合、出品店はその費用を負担しなければなりません。

ペナルティー規約一覧表

項 目	ペナルティー請求額		請求先	支払先
メーター改ざん車(注1)	¥ 50,000-	+陸送費,他会場での実費等請求	出品店	落札店
メーター交換車 (保証書等に記載があり,走行距離が変わるもの)	¥ 30,000-	+陸送費,他会場での実費等請求	↑	↑
冠水車	¥ 50,000-	+陸送費,他会場での実費等請求	↑	↑
(但し、車両代が15万円以下の場合)	¥ 30,000-	+陸送費,他会場での実費等請求	↑	↑
接合車	¥ 50,000-	+陸送費,他会場での実費等請求	↑	↑
ポストミスキャンセル				
成約金額が 100万円以下	¥ 50,000-	+出品料+落札料+成約料	落札店	出品店
200万円未満	¥ 70,000-	+出品料+落札料+成約料	↑	↑
200万円以上	¥100,000-	+出品料+落札料+成約料	↑	↑
出品店の一方的キャンセル	¥100,000-	+出品料+落札料+成約料	出品店	落札店
ガス欠	¥5,000-		/	/
道路交通法違反(事故、迷惑駐車含む)	¥ 30,000-	+会場の認めた実費(但し、KCAAの確認裁定による)	落札店	出品店

(注1):出品店が、自ら関与していない事が証明できない場合は、自ら関与した事とみなし別途ペナルティーを科します。
※表の見方

↑ …… 上記と同行

※ペナルティーには消費税は計算いたしません。

値引き金額一覧表

ドライブシャフト	高年式車両の6万km未満の普通車	20,000円
	高年式車両の6万km未満の軽自動車	15,000円
	高年式車両の6万km以上の普通車及び、低年式車両の普通車	10,000円
	高年式車両の6万km以上の軽自動車及び、低年式車両の軽自動車	7,000円
マニュアルミッションのクラッチ滑り	高年式、低年式共に普通車	15,000円
	高年式、低年式共に軽自動車	10,000円
エアコン不良		15,000円
セールスポイント記載のナビ不良	高年式車	30,000円
	低年式車	15,000円
ガラス割れ	リペア修理が可能なもの	10,000円
	リペア修理が不可能、交換要するもの(但し、KCAAの判断に準ずる)	25,000円
オーバーヒート	普通車	30,000円
	軽自動車	20,000円
スペアタイヤの欠品	普通車、軽自動車一律	5,000円
	トラック、バス、外車 一律	10,000円
ジャッキの欠品	原則、部品支給	4,000円
工具の欠品	原則、部品支給	3,000円
ヘッドレストの欠品	原則、部品支給 (但し新品部品代金3万円以下は除く)	7,000円
新車保証書紛失	メーカー保証期間内 * キャンセルの場合、実費は陸送費のみ。(出品料、成約料、落札料)は出品店請求	値引き基準額 50,000円
	メーカー保証期間外及び適用外 一律15,000円 (落札価格15万円以下の車両については落札価格の10%を上限とする)	上限 15,000円

